

「クリエイターグッズ・ショップ運営業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「クリエイターグッズ・ショップ運営業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 参加意向申出書を提出した者のうち、次の各号を満たす者に提案資格を認めるものとする。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載されていること。（登録種目は問いません。）
ただし、登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることを条件として、提出できることとします。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) ショップの運営やディレクション・コンサルティングについて、類似の業務実績があること。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 参加者の概要及び業務実施体制
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施方針（業務内容及び手法等）
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施方針（業務内容及び手法等）

- (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) 提案書の評価
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 文化観光局副局長（総務部長）
 - 副委員長 文化観光局横浜魅力づくり室横浜プロモーション担当課長
 - 委員 文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課長
 - 委員 文化観光局観光 MICE 推進部観光振興課長
 - 委員 文化観光局文化プログラム推進部文化プログラム推進課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。

スケジュール

